

第18回
公共サービス改革小委員会
議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第18回 公共サービス改革小委員会議事次第

日 時：令和元年12月9日（月）14:19～15:25

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 公共サービス改革基本方針別表の取扱いに関するヒアリング

○経済産業省基盤情報システムの運用管理業務

<出席者>

(委員)

浅羽主査、尾花副主査、関野副主査、中川副主査、
大山専門委員、奥専門委員、小尾専門委員、川澤専門委員、宮崎専門委員

(経済産業省)

情報システム厚生課 田中課長
情報システム厚生課 山下統括情報セキュリティ対策官
情報システム厚生課 満塩政府CIO補佐官
情報システム厚生課 大谷課長補佐
情報システム厚生課 大信田課長補佐
情報システム厚生課 山田係長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○浅羽主査 それでは、ただいまから第18回公共サービス改革小委員会を開催いたします。

本日は、「経済産業省基盤情報システムの運用管理業務」に関する審議を行います。

去る4月に開催いたしました第15回公共サービス改革小委員会におきまして、その後の検討結果について改めてヒアリングをさせていただくというふうにいたしました。前回のヒアリングにおける委員からの指摘も踏まえまして、前回のヒアリング以降に検討した内容、その内容を踏まえた市場化テスト対象業務範囲の検討結果を中心に、運用管理業務に係るヒアリング、要件定義の検討状況、基盤情報システムに係るヒアリング・仕様書案の作成結果についてヒアリングをお願いするものです。

経済産業省の田中情報システム厚生課長にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんが、ご説明につきましては15分間程度でお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○田中課長 ただいまご紹介いただきました、情報システム厚生課の田中と申します。本日はよろしくお願いたします。

今お話もありましたとおり、4月26日ですか、前回ご説明させていただきました内容がございますけれども、それ以降も、より詳細な検討を行っておりまして、その検討の結果としまして、運用管理業務の範囲を固めてまいりましたので、本日はその説明をさせていただきたいと考えております。

本日は、この資料に基づいて説明させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

1枚めくっていただきたいと思います。まず、今回の運用管理業務範囲の検討概要について説明をさせていただきたいと思います。

昨年度実施しました市場調査、いわゆるFS調査というものがございまして、それで前回説明させていただきましたけれども、こちらでは作業の難易度だとか、リスクだとか、作業間の依存関係、こういった観点からサービス単位で類型化いたしまして、定型業務かつ低リスクのサービスを運用管理業務範囲として整理をさせていただきました。これを踏まえまして、今回、本年度、運用管理業務の範囲という検討を、さらに以下の観点を軸に検討を行いまして、その業務の範囲を策定しているところでございます。

下のボックスのところに行っていただきたいと思いますのではけれども、昨年度、FS調査において整理しました運用管理業務の範囲の観点は3つになります。1つが、作業難易度の観点、それから2つ目が作業間の依存関係、3つ目が入札競争性といった観点という形になります。

1ポツの作業難易度でございますけれども、こちらは定型業務と非定型業務、2つに分けるということです。作業の難易度、つまり作業が大きなシステム障害に直結するかどうかという観点からそのリスク度合いを確認するというものであります。

2つ目、作業間の依存関係でございますけれども、作業間の関係性だとかとコミュニケ

ーション負荷。事業者側から見た作業のつながり、連携性もありますし、利用者側から見たときの依頼の利便性という、2つの観点から作業間の依存関係というものを確認してみました。

それから入札競争性ですけれども、こちらは運用管理業務範囲の妥当性と入札参加の可能性といった観点から、入札の競争性がしっかり確保できるかということを確認するということであります。

これらの観点を軸に、今回、本年度、業務範囲の検討をさらに詳細化していったということになります。こちらもまた3つございます。1つ目には、まず業務範囲をサービス単位から作業レベルに、さらに詳細に細かく分けるという細分化を行ったということであり、細分化することによって改めて分析・整理し、具体的な業務範囲を設定できるということでもあります。

それから2つ目として、次期の基盤システムですけれども、こちらの追加業務に対応する業務があるかどうかといったものを検討して分類すべきだということでもあります。

3つ目でございますけれども、これらのことを踏まえて、運用管理事業者にはヒアリングを行い、競争性等を担保できるかということを確認するということになります。実際に運用管理を主要業務とする事業者へのヒアリングを実施しまして、業務範囲の適正だとか、入札への障壁、入札参加の可能性を確認して、入札競争性を検証するということになります。これらの段階を経まして、運用管理業務範囲を策定していくということになります。

まず、業務範囲の再整理について説明させていただきたいと思います。1枚めくっていただければと思います。

2、運用管理業務範囲の検討とございます。昨年、FS調査、サービス単位でと申し上げました。全部35項目ありますが、これをベースに整理をさせていただいておりました。今回は、それを、より精度を高めるために、作業単位としておよそ400項目という形に分類されましたけれども、こちらで分析を行いまして、あわせて次期のシステムにおいて追加が想定される作業を含めて、全体として運用管理業務範囲の再整理を行いました。

下半分をご覧くださいますと、左側の黄色の枠で、昨年度の整理範囲（サービス単位）と書いてありますけど、こちらを見ていただきますと、3つ箱がありますけれども、定型業務（低リスク）、定型業務（高リスク）、非定型業務という形になります。この中で、定型業務（低リスク）のところは運用管理業務として想定されているだろうということが、前回説明をさせていただいたところでもあります。

矢印が下にありますがけれども、本年度検討（作業単位）でこれらをさらに分解しております。箱としては3つで一緒ですけれども、例えば、左側のサービスデスク／問い合わせ対応となりますと、その下にサービスデスクの問い合わせ手続だとか問い合わせ状況確認手続、こういった作業レベルに落としているという形になります。これらをほかの業務も全て行って、およそ400に分類したという形になります。このような形で作業単位による業務範囲の分析・整理を行いました。これを踏まえて事業者ヒアリングによる確認を

行ったという形になります。

1枚めくっていただきたいと思います。作業単位による業務範囲について、運用管理を主要業務とする事業者を含めた7者へのヒアリングを実施しております。運用管理業務範囲の妥当性だとか、入札競争性を検証しております。提示した資料につきましては、右側の箱にあります想定する運用管理業務範囲の一覧と、現行のシステムにおけるインシデント件数等々を提示しております。実際にヒアリングの内容としては、左側にありますけれども、まずは対応不可能な業務の有無について、それから、入札の障壁となる内容の有無などについて、ヒアリングの検証を行っているという形になります。

その中で、下に3つの箱がありますがけれども、こちらを説明させていただきたいと思います。まず、運用管理業務の妥当性については、全体として作業フローが手順化されていれば汎用的なスキルによって対応は可能だという話もありますが、一方で、サーバー設定とかセキュリティ監視だとか、そういう特別なスキルが必要になるものはちょっと対応が難しいのではないかという話があります。また、入札への障壁の有無につきましては、インシデント管理等のツールを用意することを求められるとさすがに対応できないということ。それから、コンサル業務が必要になるようなツールの利用について対応が求められると、これは運用管理事業者のスキルと合わないということを指摘されております。こういったものを、全体を踏まえて、ヒアリングを行った事業者のうち、7者中5者は応札可能という回答がございました。さらに業務を広くした場合には、要員確保の観点から入札できない可能性があるという指摘も一部ありました。

これらのことを踏まえまして、我々として、その一個下、矢印の先になりますけれども、作業間の依存関係を考慮の上、定型かつ低リスクの手順が可能な作業が運用管理業務範囲として妥当であると考えております。また、運用管理に用いるツールの用意やコンサル的な要件が必要になると入札への障壁になってしまうため、こちらは業務範囲には含めるべきではないと考えております。今回、提示させていただいて、また、その検討させていただいた内容につきまして、7者中5者から応札可能との回答がありまして、入札競争性も確保できているだろうと考えております。これらの一連の検証を通じまして、業務範囲の妥当性と入札競争性を確認しているということでございます。

具体的な範囲については次のページになります。4のところになりますけれども、運用管理業務の範囲の結果は以下のとおりとなっております。すなわち作業単位、400という話がありましたけれども、分析したことにより、昨年度の調査業務で対象外と整理されたサービスの中からも、9つの作業は追加で対象とすることができるだろうということで、トータルとしておよそ90の作業が運用管理業務の範囲と考えることができるのではないかと思います。

ただいま申し上げた業務について、新たな追加は、下の表で言いますと、赤の枠で入っているものとなりまして、トータル88と書いてありますけど、多少の上下があるかもしれないということで、およそ90ということ考えているということでもあります。

こちらの業務、作業数が一番右のところにありますけれども、これが88、およそ90ということになるのですけれども、これを作業の連携という観点からイメージでお伝えしますと、次のページのようになるのかなと考えております。

5の運用管理業務の運用イメージがございます。真ん中の青い枠のところは運用管理事業者の業務になるのですけれども、通常は、一番上の一般職員とありますけれども、一般職員からシステムその他の電話、メール、あとは申請だとか、そういったサービスの問い合わせだとか申請というのを、まずは運用管理事業者で受けていただくと、こういうことを考えております。その中で、大きく分けて3つ、もしくは、後ほど加えて4つになると思うんですけれどもありますと。まずはその受付の中では、申請を受け付ける、または問い合わせを受け付ける、不具合を受け付ける、こういったところがあるのかなと思っております。申請でありますと、例えばものを貸してくださいみたいなそういう話がありますので、そういったものを貸し出したりするという話があります。そうすると例えばパソコンとかでもいいのですけれど、パソコンの管理だとかいうこともやっていくという形になるのかなと思っております。それから、ものにかかわらずサービスを利用したいというようなことも申請があるかなと思っております。例えばリモートアクセスをやりたいとか、あとは、EMMとありまして、端末の管理みたいなことをリモートで行ったりするのですが、初期化の作業を任せるのはちょっと難しいですけれども、その関連の手続きみたいな定型的な対応というのがありますので、そういったものをやっていただくところがあるかなと思います。それから外部のデバイス、USBとかいうことも含めてあるかなと思っております。

こちらについてやっていただくのですけれども、ただ、サービスの内容だとかについては、定型的に対応できる、要は運用管理事業者だけで対応できるものもあります一方で、さすがにシステムに直接かかわるようなもの、エスカレーションと書いてありますところになります。基盤情報システムの構築事業者のほうに業務を、そういうような依頼があることについてしっかり伝えていただき、その上で、その構築事業者で対応してもらってということが必要になります。対応が終わった上で、運用管理事業者を通じて一般職員に戻すというようなことがあると考えております。

問い合わせの受付対応についても大体一緒ということなんですけど、問い合わせがより広がってくることになりますので、問い合わせの多くはエスカレーションしていく必要があるのかなと思います。その中でも、問い合わせ状況の確認だとか記録だとか、そういったものを管理するという、管理といいますか、そういったものを対応するものについては運用管理事業者のほうで行うということを想定しています。

それから不具合への対応というのも当然あります。不具合の中でも、例えばここにもありますけれども、パスワードの初期化だとか、複合機の対応があり、こういった故障の対応だとか、これを変えとか、そういったものは運用管理事業者のほうでできますが、故障の内容がそのシステムにかかわるようなものであれば当然システム構築事業者のほうに

エスカレーションして、それをフィードバックするということが必要になるのかなと考えています。

こういったような、いろいろな業務の受付業務の中で対応した内容について、それを踏まえて、ITサービス管理というの運用管理事業者の中でお願いしようかなと思っています。こちらは、一般職員向けというよりは、我々基盤情報システム担当職員に向けてしっかりITサービスの管理を行ってもらおうということだと思っています。具体的には、業務実績報告だとか、ITIL遵守状況確認と書いています。こちら、適切なコストだとか適切な労力、適切な品質で運用管理業務を行うという世界的に決まっているフレームワークといえますか、そういったものに、ちゃんと遵守といえますか、それに従ってきちんできていくかということを確認していただくということ。それから満足度調査だとか利用者のマニュアルの改善だとか、こういったものは我々システム担当職員のほうでITサービス管理として対応していただく。対応するといえますか、我々に対するサービスとして提供していただくというようなことを考えているということになります。

ここまでが、今回、運用管理業務として、我々が考えている全体像という形になるんですけども、最後に、今後の予定について一言お伝えしたいと思います。

6のところですけども、上と下にスケジュールが2つ書いてあります。今回ご議論いただいております運用管理業務の予定については前回からは変更はございません。ただ、1個だけ、システム構築のほうで若干の変更があるということなので、念のため報告させていただくと、こういう趣旨でございます。どこかということなんですけれども、今回対象になっているのは、赤といえますか、運用管理業務の半分より上のほうですね。ここは変わってないと先ほど申し上げたとおりで、下の水色の基盤情報システムのところなんですけれども、令和元年度から令和2年度に向けて、1月から5月に意見招請を行うということになっているんですけれども、基盤システムの仕様書の作成の作業において、コスト効率を高くしていかなくちゃいけないということで検討を少し、よりちょっとやらないといけないなということと、ヒアリングにもう少し大きく時間を割いたほうがいだろうということで、1月、5月の予定を2月、6月、1カ月ほどちょっと後ろ倒しをしているという形になります。その結果として、技術審査／契約準備のところ、少し短くすることによって、設計・構築・移行、当初の予定と同じようにやっていくという形で考えております。ということで、ちょっと運用管理業務とは直接は関係ないんですけども、前回説明したところからの若干の修正がありますので、こちらも報告させていただくことでもあります。

私からの説明は以上とさせていただきたいと思います。

○浅羽主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見等ある委員はご発言をお願いします。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。資料の3ページで、ヒアリングによっ

て入札への障壁の有無をご確認いただき、結果として、運用管理に用いるツールの用意やコンサル的な要件は範囲に含めないというふうなご説明があったかと思います。これらについて、その範囲に含めなかった業務についてはどのように発注されるのでしょうか。例えば、基盤情報システムの発注に含める、もしくは別途個別に発注されるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○田中課長 お答えします。こういった業務が必要になってくれば、これはシステムの構築側の事業者で対応していくという形になると考えております。

○川澤専門委員 わかりました。

業務の切り分けの観点でもう1点質問させてください。5ページの部分で、先ほど、運用管理業務のイメージ図をご説明いただいたかと思います。申請の受付や問い合わせ、不具合といった一次的な対応について、こちらの運用管理業務の範囲にされているというふうに理解をしたんですが、基盤情報システムのほうについては、こういった問い合わせ業務というのは含めないという理解なのでしょうか。

○山下統括情報セキュリティ対策官 一般職員からの直接的なお問い合わせというのは、こちらの運用管理事業者を窓口にしてやるというのが基本と考えております。そのほか、私たち情報システムを運用する担当職員が問い合わせするところは、基本的には基盤システムの構築事業者と直接問い合わせをするのが多分圧倒的に多いということになります。当然、一次窓口からエスカレーションして、一般職員からの問い合わせも基盤システム構築事業者へ二次回答を求めて、その結果を戻すというプロセスはございます。

○川澤専門委員 その意味では、業務を切り分けただけでも、業務の重複はないという理解でよろしいか。

○山下統括情報セキュリティ対策官 はい、そのとおりでございます。

○川澤専門委員 追加でもう1点。4ページを拝見しますと、作業数としては、貸与品の授受や管理、回収が最も多い31というふうになっているんですが、基本的には、例えばパソコンの授受や管理といった観点からすると、ITというかシステム管理のスキルがどこまで求められるのかというのはあるんですが、そのあたりは入札の際の技術審査の点でどのように考慮される予定なのでしょうか。業務の内容としては、基礎的な物の貸し借りのようなところがメインであると思うんですが、名称として運用管理業務となっていますので、システムについての専門性というのはどの程度重視されるご予定なのでしょうか。

○田中課長 ご指摘のとおり、今回の運用管理業務の範囲を検討するに当たっては、システムに直接影響を与えないところ、それは何かというと、すなわち入札の競争性みたいなものを高めるということも1つの大きな目的だと考えておりますので、そういう意味では、情報システムの専門性のところだけではなくて、そこを広く対応できるような形というのが非常に重要なことというふうに考えております。

他方で、扱うものは情報機器ですので、情報機器の知識が全くないとかいうことになると、例えば、その機器のそもそもの管理の仕方だとか扱いの仕方だとか、あとは、先

ほどの説明にもありますけれども、パスワードの初期化だとか複合機の対応だとかいったこともありますので、非常に高いスキルが必要というわけではないんですけれども、情報のシステムについて、もしくは情報機器についての一通りのといたしますか、一般的な知識なり経験なりというのは必要になってくるのかなというふうには考えております。

○浅羽主査 ほかの委員の方、いかがですか。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。1点だけ確認したいんですけれども、今回、運用管理業務ということで、分離するという事なんですが、現状、多分これと類似した業務をやっていると。先ほど事務局に確認したところによると、現状この業務に数十名ぐらい携わっているというようなことお聞きしたんですが、そこはそれでよろしいか。

○田中課長 正確な人数についてちょっと確認しますけれども、ただ、現行のシステムと今回のシステムといたしますか、範囲の検討に当たってちょっと違うところは、現行の事業者においては、運用管理のところ、いわゆる定型業務以外のところも含めてやっているということですので、単純にその数字の比較というのはできないかなとは思っております。

○小尾専門委員 そうすると、この運用管理を入札してくる事業者からすると、実際の業務量がどのくらいかというのはすごい費用にはねてきてしまう。今回これはほとんど多分人件費に相当すると思われるので、現状ほどじゃないにしても、それをどこまで削減できるかというのが、入札側からすると非常に大きなポイントになるかなと考えています。そういう意味では、本当にどのくらい業務があるのかというようなことを、客観的な何か量として出せるようなあれはあるんですかね。今回、実際には現行の事業者からそういう資料ってなかなか出てこないと思うので、そこが非常に大変かなと思うんですが、何かこの見通しとか、それをどういうふうに考えますかみたいなことで何かありましたら。

○田中課長 ご指摘のところについては、どのくらいの業務があるのか事業者へ提示が難しいと理解をされてということかと思うんですけれども、そういう意味では、ヒアリングを行う際に、先ほどもちょっと申し上げた、例えばどのくらいの業務があるのか、インシデントの量があるのかという話をさせていただいております。大体問い合わせとして月に何件ぐらいがあって、受付業務について大体月何件あるという形で情報をお伝えした上で、大体どのくらいの工数でできるのかという話をお伺いして、業務の範囲はこのような形で考えているということはお伝えをしながらやっております。その結果として、入札といたしますか、対応できそうだというような回答をいただいておりますので、対応可能性といたしますか、入札の競争性を確保するということについては対応できているのかなと考えております。

以上です。

○小尾専門委員 支援業者が今入っていると思うんですが、支援業者はそこら辺の、何か工数というか、どのくらいの業務量があるかみたいなことについての支援、その算出支援みたいなことはやっているんですか。

○田中課長　そういう意味では、支援事業者のほうでは、基本的には事業者の情報を集めて、それでそれを整理するという形で行っております。その意味で、今ご指摘のあった支援事業者のほうで何かしら作り込むという形にはなっていないということになります。

○小尾専門委員　わかりました。そういう意味では、一応、情報としては集めているから、経産省としてはそれを使ってうまく……というような状況になっているという。

○田中課長　そのような形になります。そのデータなり、そのヒアリングの結果を踏まえて、それをその中でまた、どれが必要かというのは、もちろん支援事業者と含めて、一緒に対応していると、検討しているという形になります。

○中川副主査　今の業務量に関連してなんですけれども、資料の5ページの運用イメージのところにある、申請受付対応、問い合わせ受付対応、不具合受付対応、それぞれエスカレーションが基盤情報システム構築事業者のほうに向いているのですが、例えば運用管理事業者で対応しなければならない事案はこのレベル、これを超えたら基盤情報システム構築事業者のエスカレーションという、そこの区切りはきちんと定義づけされているんですか。

○田中課長　このエスカレーションを行う部分、行うかどうかについては、構築事業者も含めてある程度マニュアルみたいなこと、要は運用管理事業者の中で何が行えるか、どこまでだったら大丈夫かというマニュアルをつくって手順がはっきりした上で、その中で行われるものについては運用管理事業者のほうで行って、その中で対応できないものについてはシステム構築事業者のほうにエスカレーションして対応を求めるという形であります。そういう意味では、運用管理事業者のほうは、業務がある程度、定型的低リスクという形のものになりますので、そういう意味では競争性みたいなものをより高めることができるのかなというふうに思います。

○中川副主査　ありがとうございます。

そしたら、そこの定義づけに基づいて、先ほどお話があったとおり、業務量がある程度過去の実績からでも想定できるような形で出されたほうがよろしいかなと思うんですけど、ここのエスカレーションの度合い具合によっては、業務量がかなり大きく変わってくるかなというふうに思います。

あともう1点なんですけど、6ページのスケジュール表のところなんですけど、先ほど運用管理業務のほうは変更なく、基盤情報システムのほう、1カ月間、意見招請と調達のところがずれますと。1月から5月のところが2月から6月になりますという話があったんですけど、これは、1カ月ずれたことによって、運用管理業務の仕様書作成のところの影響は出ないんでしょうか。

○田中課長　基本的に影響は出ないというふうに考えています。と申しますのも、情報システムのほう、青色のほうですね。こちら、意見招請が終わるのは6月に終わりますので、その後、運用管理業務のほうはその仕様書の案を作成する段階においても、もともと9月からという形になっていますので、その中で調整ができると思いますか、反映することが

できるだろうというふうに考えております。

○中川副主査 ありがとうございます。

○大山専門委員 いろいろと詳細な検討をしていただいていたと思うのですが、その点についてはお礼申し上げたいと思います。よくやっていただきました。

もともとの情報システム、この調達に関係しての目的から、もう1回ちょっと見直してみたいと思うんですが、今回、通常は一時的な資金として使われる設計から構築という一時的、一時金と言われるような話と、それを運用するための経費と、ライフサイクル5年だったら5年間プラスされるという。ここの2つに関しては、できるだけ上下分離、まあこの場合は上下とは言わないかもしれませんが、業務を分けることで競争性を増して、そのたびに最適な業者を選定できるようにするということから、オープン化したり、いろんな工夫をしてきたと思うんですね。

今回この経産省の例では、さまざまな経験とかいろんな制約をもとにして、その業務は、一時期は同じだと思うんですけど、その後のほうについて分離したという。一部、影響が大きいのと少ないのという言い方をなさっていますが、高リスクという話ですね。これのリスクの話で整理されたわけですけど、それを全体で見ると3つに分かれたかなど。すなわち、一時的な資金で構築のところと、それから定型業務でリスクの高い、あるものと、それからそうでないものというふうに。それを、実際には3つ分かれたやつが2つに、調達に分かれるだろうなど。まあ実際の調達のやり方がどうなるかが、ここが質問なんですが、全体を先ほど言った最初の目的から見たときには、一時的な資金のところでの調達というのは技術総合審査もやったりしてよく行われているわけですけど、その後、ほぼ、開発したところがやらざるを得ないということになってきているとすると、その後の運用のところの契約の仕方あるいは調達の仕方をどうなさるのかと。それに対して非定型の話がもう1個あるのかなというふうに整理できるかなと思うので、まず1点目、そこをお聞きしたいなど。すなわち、定型業務で分離できないだろうと思っているところの調達はどうか考えているのか。トータルの競争性と値段を下げるという観点から見たときに、という目的に立ち返って考えたときにどうかというのを、お考えを教えてくださいたい。

2つ目は、今回の業務の範囲だけでなく一般的に、現在クラウド・バイ・デフォルトという話もありますので、クラウドになっていったときにこの形態がどう変わるんだろうということについて、そう遠くない将来なので、きっと経産省、お考えになっていることもあるかなと大いに期待するところもありまして、問題があれば、差し障りがあるようだったら結構ですが、そうでなければ今の調達の仕方、すなわち今回のシステムの調達でこのやり方を、従来から見るとちょっと違うやり方をしているわけなので、それと、これがクラウドに向かうときの過渡期的な動きなのか、それともやっぱり本質的に違うものがあるというふうにお考えになられたか、これはやっぱりしっかり考えた人がいないと答えが出てこないと思うので、できれば、その辺お考えがあれば教えていただけるとありがたいなと思うんですが、よろしく申し上げます。

○田中課長 ありがとうございます。先ほど先生がおっしゃられた3つに分かれるという、本質的には3つであろうと思うんですけれども、ただ、我々のシステム自体は、システムの一時的な資金というよりは、システムの構築と、それをしっかり運用していくということが一体的にやっている部分がございます。それをサービス調達みたいな形でやるわけですけれども、そういう意味では、今回の、今おっしゃられた内容につきましては、特に、もともと本質的にシステムの設備構築とその運用というのはかなり密接にかかわっていて、設計に応じた、例えばインシデント対応でもいいのですけれども、または外からの攻撃があった場合とかのその復旧だとかは、やはり一体的によく知ってないといけないという実態もあるかなと思っております。

現在、我々経済産業省では、システム構築と運用を、今もまとめてサービス調達のような形でやっているのですけれども、その中で少しでも競争性を高めて、全体の競争性を高めるといのがベストなのですが、もちろんそうなのですけれども、その中でも一部だけでも切り出すことによって、さらに競争性や、その部分だけの競争性を高めて、さらに合理的な調達、入札をできないかというのが今回の件、考え方ということで、我々は考えております。

そういう意味では、先ほどの先生の質問に直接回答できてないかもしれないのですけれども、大きく考えるとその3つという形になると思うんですけれども、やはりそのシステムの構築とシステム自体の安全性とかセキュリティにもかかわる部分が大いにありますので、そういったところはどうしてもやはり一体的に、これは多くのシステムでも大体そういう形になっているんじゃないかなというふうに私のほうでは理解をしております。

あと、クラウドのところは一言だけ申し上げますと、ちょっと専門の観点からお話しいただくと思うんですけれども、確かにおっしゃるとおりこれからクラウド・バイ・デフォルトになって、クラウドサービスをどんどん使っていくという形になると思います。その際に、いわゆるオンプレという内部で使うものと外で使う、そのクラウドで使うものについては、情報の扱い方だとか、要はそれこそ情報の漏えいをどう防ぐかとかいうことは、かなり変わってくる可能性もありますので、そういった観点からも、その関連する事業者に求められる対応というのは変わってくるかなという感じはあります。もちろんクラウドでやることによってセキュリティが上がる部分もありますし、一方で、1個の設定でその情報が漏えいしてしまうみたいなことが、やはり今でも起きているときもありますし。ということがありますので、そういったところを、1つずつのサービスだとか、クラウド事業者の特性といいますか、クラウド事業者は何個かありますので、それごとに検討なりしていく必要があるのかなというふうに考えております。ちょっと一般論で大変申しわけないんですけれども、私からはこのような形でお答えさせていただきます。

○満塩政府CIO補佐官 CIO補佐官の満塩でございます。

今回の検討をしている中で少しお話しさせていただければと思いますが、ただし、前提として、経済産業省の判断とはまた別だということをご理解いただければと思います。ま

さに、我々、今回検討の中で、クラウドをどう利活用していくかという話はしておりますが、そこは情報の格付だとか情報の利用方法によって使うことを可能とするというような条件でしておりますので、今回全てが必ずクラウドを使うということではありませんということをもっと前提にさせていただければと思います。

その中で、見てみますと、例えばですが、具体的に申し上げますと、パスワードの初期化というのはクラウドだと大体セルフサービスとなって自動化されております。問い合わせなんかかもチャットボットとか言われる自動応答してくれるようなソフトが出てございますが、そういったものを使う場合も出てきてますので、そういう意味では、運用管理業務のところ自動化されつつあるという感じはしております。ですから、ある程度、この範囲が狭まってくる可能性はあると思いますが、ただ、ご指摘があったとおり、物を貸したりとか、チャットボットですら対応が難しいとかよく理解できないということもございまして、そういう意味では、人間で対応するところはどうしても最後残ってしまいますので、運用管理業務というのは残るとは思っておりますが、ただ、逆に言うと、自動化される場所もかなり大きくなっていくんじゃないかなと思っております。私も一般論で申しわけありませんが、以上でございます。

○大山専門委員　またこれは引き続きいろいろな議論、あるいは検討しなきゃいけないことだろうと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っておりますが、最初のところの件については、今の回答で、サービス調達の中で、できるだけ競争性を上げるために切り出せるものは切り出すという言い方をすると、すごくまともに聞こえるんだけど、やっていることは、構築に対して、随契とは言わなくても、それと運用管理をくっつけてしまっている。くっつけなくても何とかかなるところを切り出したというふうに見えるんですよ。

あと、セキュリティの話についても、ネットワークだとセキュリティの脅威はさまざまな、外からもあるしということもわかるんですが、一般の情報システムにしても同じようなことが言えることが多々あって、別に大きな違いがそこにあるわけではないと思うんですが、それはそうとしても大事な点は、政府の情報システムを調達するに当たって、一般的には制限が5年の国庫債務の上限があり、その中で構築に1年でできるやつは4年の分が後ろにくっつけても、それで全体で5年ですよ。それが、3年の構築になると2年しかつかないというような違いが出てくるわけで、そのときに何が言えるかと。そのサービス形態、サービスを買うんだと、調達なんだと言っても、構築に3年かかるやつがサービス調達かとか、今度、その辺の切り分けの話になっていって、片方は、構築する費用と運用費用を分けなきゃいけないという強い縛りが今まであったと思うんですけど、そこは経産省が、私はちょっと突破してくれているのかなと思って非常にうれしく思っているところがあるんですが、そのサービス調達という言葉だけで置きかえれば政府で済むのかというのはちょっと気になるところで、そこはやっぱり、そもそもの従来の説明との整合性をとるためにも、構築も含めてその後の運用管理費まで入れたものを総合評価で全体の

値段も含めて最適なものを調達するんですというふうに言っていたことはできないかなとちょっと思っているところがあります。それはとてもじゃないけどうちもやってられないのでサービス調達を使わせてくれというのであればそれ以上言うつもりはありませんが、その言葉1つだけで随分イメージが違っていて実態は変わってないのになというふうに、過去を知っている人間としてはついつい思うことがありまして、その辺、どうお考えでしょうかというのを、こういう場なのでお聞きしたかったということで質問させていただきました。どうですかね。無理ですかね。

別の言葉で言うと、設計・構築と運用管理をセットで調達するという事なんだよね。一部ですけど。全部とは言いませんが。

すみません、もうこれ以上深くやっても差し障りがあるのであればやめますが、要は、ライフサイクルコストを念頭に置けば、その値段を下げていこうとするのがサービス調達という言い方に変わっているのかなというふうに言えなくもない。精神的にはそういうことだと思う。ただ、言い方によって、従来と整合性が全くとれてなく、言葉が変わることで何となくそれで通るようになっていくように聞こえるので、ここはどうなんだろうという認識をちょっと合わせたいので、ついついこんなことを申し上げているんですけども。

○田中課長 なかなか、私もちょっとお答えが難しく、直接のご回答になってないかもしれないのですが、情報システム自体がかなり複雑化といいますか高度化していて、要は、どういう性能を提供できるかというような形でその調達をしていくという形でない、おそらく我々が今求められている業務を効率的かつ効果的でコスト的にも見合うような形でやるというのは非常に難しくなってきたのかなと思います。そういう意味での現在の我々の調達の仕方、サービス調達という形でやっていますけれども、やり方というのは、合理性がある中でやっているのかなというふうには考えております。

その上で、それをいかに、先ほどご指摘いただいておりますけれども、どのようにより合理的にといいますか、コスト的にも合理的に競争性を高めていくかということは、当然、我々としても考えて、できる限りそのような方向でやっていくということになるわけで、実際、我々もそのような意識を強く持ってやっているわけですが、その中でも特にその一部だけでもできるものについては、よりそういったものを、切り出すという言葉がいかどうかちょっと別だと思っておりますけれども、競争性を担保できる場所については少しずつその競争性を担保して対応していくという動きということで考えて今作業をしているといいますか進めているということでもあります。

直接的な回答になってないかもしれないんですけども、そのような認識を持ちながら対応しているということを説明といたしますかお伝えしたいと思います。以上です。

○浅羽主査 大山先生、よろしいですか。

○大山専門委員 ええ。

○浅羽主査 なかなかよろしいとは言えないかもしれないですけども、ここでの話はと

いうことで。

ほかの委員の先生方、いかがですか。

○尾花副主査 3 ページの入札参加の可能性という部分なんですが、御省の結論としては7 者中5 者から応札可能との回答があったから入札競争性があると結論づけられたと理解しているんですが、過去の契約状況の推移とかを拝見すると、説明会には20 者とか30 者が参加していながら1 者しか来ないとかという実態の中、この7 者中5 者という回答の確度について確認させていただきたいという趣旨で伺います。提示資料として、想定する運用管理業務範囲業務の一覧等を提示された場合、私には業務量等は判断できないけれど、大山委員とか小尾委員ならわかる資料を提示されたという理解でいいですか。

○田中課長 大山先生、小尾先生が判断できる内容であるか、というのはお答え難しいですけれど、今ご指摘された説明会とかに参加される企業は、可能性があればということでまずは話を聞くという形で参加するものだと思いますので、その数字と最終的な1 者というのは、今回の話とはまたちょっと違うかなとは思っております。

今回の事業者は、こういう運用管理業務を実際にもう実績として行っておられる事業者でありますので、そういう意味では、通常の情報システムのこういった運用管理業務において、このぐらいの負荷がかかりますということがわかれば、ある程度の、その業務範囲だとか業務の内容だとか負荷だとか大体的コストが幾らかということについては、当然、想定ができるものだというふうに理解しております。その上で、7 者中5 者は、通常のほかでやっている業務と比較して、この位の業務だったらこのぐらいでできると思います、この分野は対応できる、できないと思いますとか、そういうような回答が出てきているというふうに承知しております。

この中で、1 つありますのは、例えば、仮に範囲をより広くした場合、もちろん事業としては大きくなるので事業の収入といいますかそれは大きくなる、予算としては大きくなるのかもしれないんですけども、あまり広くなり過ぎると今度は要員確保だとか必要になってきますので、それが難しいとかいうような話が出てきたりしておりますので、その結果といいますか回答を考えますと、この事業者は自分がもしやるのであればというところで十分に検討いただいた結果だというふうに考えております。

○尾花副主査 わかりました。そうすると十分な資料は提供した上の結果と承って大丈夫ということですね。

○田中課長 はい。そういう意味では、現時点といいますか、このヒアリングの中で行っていく際に提供できる情報、それから検討していただく情報は提供させていただいた上でこの回答をいただいているというふうに承知しております。

○尾花副主査 ちなみに何ページぐらいの資料だったんですか。3 ページとか100 ページとか。

○山田係長 その当時にはなりますけれども、そういった対象の業務と考えたものについて、こういった業務の概要とかも書き示して、そういったものをリストとしてお渡しした

上で、対面でお話を聞いておりますので、基本的には十分な資料だと思っております。

○尾花副主査 わかりました。で、この7者を選択された理由というのは何かありますか。

○田中課長 7者のうち、その中の2つといいいますか、1つは、1つのグループといいいますか、は前回のFS調査の中に、資料招請ですかね、資料提供してくださいと依頼した事業者が数社入っております。それから、今回、支援事業者の中からこういう業務を行っているという、例えばその実績があるだとかいうところから選んでもらった事業者というものが入っております。

○尾花副主査 例えばこの資料のA-3で、A社からの提案が過去あったというような指摘もございますが、今回はお声をかけなかったということですかね。しつこく聞く理由としては、入札参加の可能性があるかと、こちらの委員会ですとする根拠として前提事実が合理的かどうかということ伺いたいです。

○田中課長 こちらについては、資料提供招請の際にもご協力いただけなかったということで、ここで入ってない形になっておりまして、どういう事業者を選んでいくかということについては、資料提供招請に応じていただいたところでないと、なかなか資料、こういった協力をいただけないということで、そういったところでお願いしているということと、あと、ほかにも提案といいいますか協力を依頼しているケースもあるんですけども、協力はできないと言ってお断りになられたところもありますので、そういう中で、全体、協力いただけるのが7者であったと、こういう形であります。すみません、直接的なお答えになってないかもしれないんですけど。

○尾花副主査 いや、意見を求めた7者の選択の客観性があれば、より御省の結論が客観的でこちらとして了とできるという趣旨から聞きました。そういう意味でいくと、その7者については、意見招請等を協力してくれた者ですか。それ以外もいるということですか。

○田中課長 資料提供招請の協力をいただいたのは数者でありまして、それより多い数の企業に、今回新たに協力いただいたということになります。数で言うと今回新たに協力いただいたほうが多い形になります。

○尾花副主査 わかりました。

○浅羽主査 ほかの委員の方、よろしいですか。

○関野副主査 前回のときは、たしかこの2ページの資料のところ、何が定型で何が低リスクかというのをどうやって分けたのかとかという話が多分メインだったと思うんですよ。結局はコンサルタント会社に聞いて定型的にこうなるでしょうという話だったと思うんですよ。

2つ聞きたいんですけど、1つは、低リスクのところの定型業は400業務になりましたということだったんですが、これもやはりコンサルタント会社が皆様のお仕事をば一つと分けて洗い出した結果で、お互いに、経産省と一緒に話しして決まりましたということだろうと思うんですが、その理解でよろしいですかということが1つ。

もう1つが、この7者とヒアリング・話し合いをして、先ほど大山先生がおっしゃって

いましたけど、いわゆる基幹システムをつくるほうと日々の運用とを1つの会社でやったほうがよいのか、それとも運用を分けてトータルで安くなるんだということを今回証明できるかどうかというところだと思っているんですが、業者としてはどちらが、つまり、これから人が少なくなってくるので、例えば今ご質問のあったA社なんかの立場だと、もしかしたら、運用はやりたくないけど基幹はやりたいということなのかなという感想をちょっと持ったのですが、運用だけはやってもいいですよという業者が多いのか、基幹も一緒にやりたいよという業者が多いのか、ちょっと業界のことがよくわからないので、雰囲気としてはどうなんでしょうかという2つの質問です。

○田中課長 ありがとうございます。1つ目のどういう業務があるのかということは、サービスレベルから作業レベルにブレイクダウンしていくに当たっては、もちろん支援事業者と我々とよく話をしながら、ここの業務は分けられると。支援事業者もこういう運用業務はどういう業務があるかよくご存じでありますので、その中で、現状の運用作業と照らしあわせてブレイクダウンし、支援業者と一緒につくっているという形になります。

2つ目のところについては、なかなかこうだというのはお答えしづらいところもあるのですが、一般論として申し上げれば、システムの構築とその構築した機能が間違いなく提供できるかどうか、そこで何かしらのトラブルがあればそれは構築側の責任になるかもしれないですし、または運用側の責任になるかもしれないんですけども、そこに当然の責任が発生してくるという形になります。実際にそのシステムは、そのシステムだけつくったらそれで終了ということではなくて、システムを少しずつ調整していかないと、日々の業務やシステムの運用はできないという実態を考えますと、その部分を分けるという、要は構築したら構築しただけというのは、それを受ける立場からするとかなり危ないというか、想定されていないところで責任分界が分かれてしまって、何か大きなトラブルがあったときの責任というのを、まずは責任がどうなるかということと一刻も早く復旧しなくちゃいけないというその2つがあるわけですけども、それがスムーズに十分にできるかということ、やはりその部分の問題があるのではないかというのは直感的には感じるところであります。

事業者側からしても、作りっ放しで提供するというのは、ゼロではないと思うのですが、構築したそのシステム自体が問題だったという形になるケースが発生するとするならば、事業者にとっても後々自分が管理できないところでそのシステムのトラブルが言われるということになるとこれはまたリスクになると思いますので、事業者側からしても構築だけ切り売りでぽんと出すというのはあまり現実的ではないのかなというふうには感じますが、ちょっと私も事業者ではないのでそこは責任を持つてのお答えはちょっと難しいんですけども、受ける側それから提供する側から考えると、いろいろな面でのリスクが高くなるのでということはあるかなと感じていますので、そこだけちょっとお伝えしたいと思います。

○関野副主査 まあ、わかりませんが……。

○田中課長 わかりづらい説明ですみません。

○浅羽主査 ほかの委員、よろしいですか。

それでは、時間にもなりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。

本案件につきましては、平成23年度から基本方針の別表に記載しておりまして、直近では、平成30年4月に開催いたしました第62回施設・研修等分科会において、市場調査、コンセプト作成、資料招請、ヒアリング、仕様書案について検討していただくこととされ、また、これまで合計で5回のヒアリングを行い、本日6回目のヒアリングとして、その後の検討状況について報告いただきました。

経済産業省におきましては、本日のヒアリングにおける委員からの意見、指摘を踏まえまして、引き続き監理委員会と連携しつつ検討を進めていただき、来年2月に予定されている意見招請の結果を、経済産業省より事務局へご報告いただきたくお願いいたします。その結果を踏まえまして確定された運用管理業務の範囲が本日の審議を踏まえたものとなっていることを、事務局から委員にご報告いただいで確認したいと思っております。

そのような方針で他の委員の先生方よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浅羽主査 それでは、本日の議論の内容につきましては、私と事務局で調整させていただいた上で、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や改めて確認したいといったような事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

事務局から何か確認すべき事柄はありますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○浅羽主査 それでは、以上をもちまして、「経済産業省基盤情報システムの運用管理業務」の審議を終了といたしたいと思います。経済産業省の皆様におかれましては、ご出席いただきどうもありがとうございました。

(経済産業省退室)

— 了 —